

令和3年11月定例会 経済委員会  
令和3年12月14日（火）  
〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

北島委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時49分）

直ちに議事に入ります。

これより商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、商工労働観光部関係の追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その2））

- 議案第18号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第12号）

【報告事項】

- 中小企業の事業継続を後押しする「資金繰り支援」について（資料1）

梅田商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会の閉会日に追加提出を予定しております案件につきまして、お手元の経済委員会説明資料（その2）に基づきまして御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

商工労働観光部の令和3年度一般会計につきまして、補正額欄の最下段に記載のとおり4億8,400万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は783億2,253万7,000円となっております。

2 ページを御覧ください。

課別主要事項説明につきまして、商工政策課の中小企業指導費の摘要欄①のア、小規模事業者経営力強化事業でございます。

去る9月定例会におきましてお認めいただいた県内小規模事業者のデジタル化や生産性向上に向けた取組を支援する本事業につきましては、10月の募集開始以降多くの申請が寄せられ、商工団体の皆様からも増額の要望を頂いております。

そこで、事業者の皆様のアフターコロナを見据えた前向きな取組を支援するため、4億4,400万円の増額をお願いするものでございます。

3 ページを御覧ください。

企業支援課でございます。金融対策費の摘要欄①のア、伴走支援型経営改善推進費補助金につきましては、国の伴走支援型特別保証制度を活用し、信用保証料ゼロとなる伴走支援型経営改善資金を令和3年10月1日から運用し、厳しい経営環境に直面している中小・小規模事業者の資金繰りを支援してまいりました。

この度の国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、当該保証制度の保証上限について4,000万円から6,000万円への引上げが示されたことから、県の融資制度におきましても融資上限額を6,000万円に引き上げ、これに伴い必要となる保証料補助金4,000

万円の増額をお願いするものでございます。

商工労働観光部におきまして、今定例会に追加提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

中小企業の事業継続を後押しする資金繰り支援についてでございます。

先ほど、提出予定案件として御説明いたしました伴走支援型経営改善資金の融資上限額の引上げに係る保証料補助金の増額に加えまして、コロナ禍における県内中小企業等の早期の経営改善や事業再生に向けた取組を促し、事業継続や経営の安定を図るため、中小企業向け融資制度を拡充することにより円滑な資金調達を支援してまいります。

2の事業再生サポート資金の創設につきましては、今後のコロナ関連融資の本格的な返済時期到来を見据え、国の保証制度を活用し、借入金返済等の課題を抱えた中小企業が早期の事業再生を行うための資金を創設いたします。

また、3の経済変動対策資金の対象要件緩和につきましては、今般の原油価格高騰により収益が悪化した事業者を迅速に支援するため、対象要件につきまして、経営状況の前年同期との比較期間を3か月から1か月に緩和するものでございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北島委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、16日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

本会議で質問した件ばかりなので、少しお聞きいたしますが、まず早速予算を提案していただいたことは感謝を申し上げます。

小規模事業者経営力強化事業についてはこの前も質問したんですが、予算が出ている現時点での申請状況をもう1回言っていただいた方がいいのかなと思います。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、小規模事業者経営力強化事業の現在の申請状況についての御質問がございました。

小規模事業者経営力強化事業につきましては、コロナ禍で大きな影響を受けている小規模事業者の売上げ回復への取組を御支援するため、業況回復のための経営力向上計画を策定いただき、その計画に基づいたデジタル技術の活用や新製品、新サービス開発又は新たな

な販路開拓への取組を支援する事業でございます。

さきの9月定例会におきまして、事務費を含め3億3,300万円の予算をお認めいただき、3回の申請期間に分け、10月19日から申請の受付を開始させていただきました。

1回目の申請状況につきましては、さきの委員会で御説明させていただいたとおり、デジタル化促進枠として374件、生産性向上枠としていたしまして203件の合計577件の申請を頂きました。

2回目には、デジタル化促進枠として411件、生産性向上枠として263件、合計674件と1回目を約100件上回る申請を頂いており、事業者の皆様の積極的な経営改善への思いの多さの表れであると捉えております。

2回目の申請の圏域別の状況について御説明させていただきますと、東部圏域から491件の73パーセント、南部圏域から113件の約17パーセント、西部圏域から70件の10パーセントの申請を頂いており、1回目と同様に県下一円から積極的な申請を頂いている状況でございます。

このうち感染防止対策といたしまして、非接触化やeコマースなどデジタル化促進枠への申請が申請件数全体の約6割を占めており、コロナを契機にデジタルシフトへの意識改革が進んでいるものと考えられます。

3回目の申請の締切りが本日17時までとなっております。事業の運営事務局からは1回目、2回目と同規模の申請が見込まれるとお聞きしているところでございます。

#### 岡本委員

御説明いただきましたように、正にタイムリーな補助事業で、今度4億4,000万円だから非常に大きな予算を確保していただけて有り難いです。質問したのが12月1日で、それで今日だからこんなに早いペースは初めてですが、いいことです。

でも、そうなるもしっかりした補正額の積算の根拠が必要だと思うので、その辺について御説明いただきたいと思えます。

#### 出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、今回の補正額の積算根拠についての御質問でございます。

本補助金につきましては3回の締切りを設けさせていただき、そのうち2回までの締切りを現在終えております。

先ほど説明させていただいたとおり、1回目、2回目と非常に多い申請を頂いておりまして、その平均値を見ますと1回当たり約630件、2億3,000万円の申請を頂いている状況でございます。

最終の締切りである3回目におきましても同水準の見込みが予想されることから、事業者の皆様のニーズにしっかりとお応えができるよう、補助金の必要額を3度の締切りですので、約2.3億円の3回分というところで7億円のボリュームを積算しております。これに対して不足額4億円と事務費4,400万円を今回補正でお願いしているところでございます。

第3回の申請締切りの本日、補助事業に関して御協力いただいております商工会、商工会議所の窓口で申請への対応に御尽力いただいているところでございますが、申請の受付

後、補助事業の対象期間が令和4年2月21日までとなっておりますので、速やかな交付決定、また計画の速やかな実行を御支援させていただくとともに、事業実施後につきましても計画に基づいた経営改善効果が一刻も早く現れますよう、引き続き商工関係団体としてしっかりと連携させていただいて、コロナからの再起を支援してまいり所存でございます。

岡本委員

よく分かりました。

16日の閉会日に決定すると思うので、そのことをしっかりとお伝えさせていただいて、事業者というか皆さんが安心して年末が過ごせるようにPRしてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それからもう1点も質問したことなのですが、先ほど説明がありました事業再生サポート資金の創設目的、その辺をもう少し詳しく説明してくれたら有り難いと思います。

宮内企業支援課長

ただいま岡本委員から、事業再生サポート資金の創設目的について御質問を頂きました。

新型コロナウイルスの感染拡大により厳しい経営環境に直面している事業者の皆様の業と雇用を守るため、県におきましては令和2年5月1日、新型コロナウイルス感染症対応資金いわゆるゼロゼロ資金を創設いたしまして、事業者の皆様の資金繰り支援を講じてきたところでございます。

また、コロナ禍が長期にわたっていることを踏まえ、本年10月1日から伴走支援型経営改善資金を運用するなど、厳しい経営環境に直面している中小・小規模事業者の資金繰り支援に向け、県の制度融資の拡充に努めてきたところでございます。

今回、新たに創設いたします事業再生サポート資金につきましては、国の信用保証制度である事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）を活用し、事業者の皆様が作成した経営改善再生計画に基づき、経営改善や事業再生の実行に必要な資金の円滑な供給につなげることで、新型コロナの影響により苦しい経営環境にある県内事業者の皆様の早期の事業再生を促すことを目的としているものでございます。

岡本委員

経営改善再生計画について、もうちょっと具体的に言ってくれたほうが分かりやすい。

宮内企業支援課長

今、岡本委員から経営改善再生計画の内容について御質問を頂きました。

経営改善再生計画の内容につきましては、経営に関する現況の課題や売上高の改善や経費率の改善に向けた取組、計画期間中の収支計画や定量目標、計画達成に向けた具体的な行動計画などを盛り込み、財務の状況が好転する計画を指しており、計画期間は最短でも3事業年度とされているところでございます。

岡本委員

計画を作成するための支援というのはどんなものでしょうか。

宮内企業支援課長

今、岡本委員から計画作成に向けた支援について御質問を頂きました。

経営改善再生計画の策定に当たりましては、事業者の皆様から相談を受けて、例えば信用保証協会が設置する経営サポート会議や中小企業再生支援協議会などの支援機関が指導、助言を行い、事業者とともに作成することとされているところです。

また、支援機関においては、計画作成だけでなく金融機関等の債権者との調整の実施や、計画に基づく事業の実施状況を金融機関とともにフォローアップすることで経営支援を実施するものとなっております。

岡本委員

債権者間の調整等もしてくれるんですね。そういうことね。

もっと分かりやすく言うと、この効果というのは。

宮内企業支援課長

岡本委員から、本資金を創設したことによる効果について御質問を頂きました。

本県におきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金につきまして、県による上乗せ負担によりまして、全ての事業者が3年間実質無利子とされていることもございまして、約半数の事業者が3年超の据置期間を設定されているなど、全国平均と比較して長期の据置期間が設定されているところでございます。

ただ一方で、今後のコロナ関連融資の本格的な返済時期の到来を見据えると、オミクロン株の拡大など現状コロナ収束についての明確な見通しが立たない中、今後、苦しい経営環境での事業者の経営改善、事業再生を支えていくために必要な資金になると考えてございます。

苦しい経営環境に置かれた事業者の皆様にとりましては、本資金の活用により返済猶予期間につきまして最長5年間の設定が可能ということで、借換えにより実質的なリスクジュールにつながることで、また債務の一本化により月々の返済負担の軽減につながることで、計画的な返済が可能となるものと考えております。

岡本委員

本会議で言ったんだけど、要は借りた金は返さないといかんのですよね。

そのためにいろんな施策をやっていただいて、効果ということで最長5年間のリスクジュールにいけるということでもいいんだね。

元々徳島県は3年超えがよそより多い。それが良いのか悪いのかは別にして全国で第3位なんです。さっきと一緒だけれどこんなのをやりますよというのをしっかりPRしていただいて、頑張っていただけたらいいと思います。

先般、めったに徳島に来ない日本銀行の副総裁が来て、そのとき、金融情勢は不確実性ばかりですという話が最初にあって、最後のまとめに、日銀が金融緩和を縮小に転じるかどうかちょっと迷っているというような発言があって、その後、でも現状では金融緩和を

厳しくするつもりはないと。私が、最初に不確実性と言ったけれど、金融緩和の縮小のやり方によったら確実に駄目になりますよと言ったのです。実はちょっと厳しく言ったので、日銀の副総裁は顔色が変わりましたが、地域の事情というのは言わないと分からないのかな、特に徳島は。30分ほどしゃべった中で、副総裁から上勝のいろどりの話が出たんです。だから、黙っているわけにはいかないと、いろどりのというのが今コロナ禍の中で一番厳しいですと言いました。上勝のあれは高級料亭でしかないんです。赤坂には上勝のいろどりがあつた。新橋に行ったら違うところのいろどりがあつたと言つたら、現場を見に行きますと言つてくれたんです。

県も一緒に、いろいろ施策をいっぱいやっただけのことはずごく有り難いです。有り難いんだけど、事業者とか特に小規模のところ、県はこんなのができる、こんなのをやりますというのを言っただけか、特に小規模企業はいっぱい制度ができて、なかなかうまくいかないんです。

県のほうから手を差し伸べていただかないと、国と県も一緒だから、それを要望して終わります。

#### 仁木委員

私からも、岡本委員に引き続き事業再生サポート資金についてお聞きさせていただきたいと思つた。

先ほど来の説明を聞いておると、事業再生サポート資金は債務整理型の資金と見受けられます。岡本委員も議論されておりましたが、私もずっとこれを待ち望んでおりました。公の事業体がつつていかなきゃいけないのは最終的なよりどころで、債務整理の部分は創設しなければならない一番大事な制度だと思つておると。

これができたことによつて安心していくのかなとは思つたんですが、事業再生、債務整理をするときというのは、返したらいいだけのときと返したらいいだけではない一歩手前の軌道修正をするというお金の借り方、資金繰りの変更の仕方というのは非常に大事でござつた。借換えをした上で一本化して平準化にしていく資金、個人のフリーローンも同じような形でして、借りた先がいっぱいある場合は一本化して平準化して月々の支払を抑えていく、これが一番の債務整理になっていくわけだ。

3か月の運転資金が事業の軌道修正をするのに最も重要なところでして、債務整理したときに3か月分の運転資金が手元になかつたら、軌道修正もしきれないという状況になってくると思つた。

一本化する際に、いわゆる真水投入というか、そういった形で打ち返しができるような、一定程度打ち返しが見られるような仕組みになつておると、それとももう債務整理するときは事業再生計画にのつとつて一本化、平準化するだけだと言つた話なのか。

それともう一つは、与信の総量についても張り付いておるところにまた打てるものなのか、柔軟にできるのかどうかも含めて、教えていただきたいと思つた。

#### 宮内企業支援課長

ただいま仁木委員から、今回の事業再生サポート資金につきまして事業の軌道修正、事業再生に向けた取組を行つていく上での運転資金の重要性、またそれが対応されるのかと

いった御質問を頂きました。

この資金につきましては、中小企業再生支援協議会などの支援機関の指導、助言の下、経営改善再生計画を策定し、その計画の実施に必要な資金を融資するものとなっております。

この計画につきましては、最低3年間の事業計画を策定いたしまして、経営が上向きようにするものでございまして、そこに必要な資金は貸付けの対象となっているところでございます。実効性の高い経営改善計画を策定する中で、必要な資金を計画の中に盛り込んでいくものと考えているところでございます。

また、この資金についての与信枠についての御質問を頂きました。

与信枠につきましては企業ごとに金融機関等で判断されるものでございまして、この資金を活用するに当たって広がるといったものではないと考えておりますが、経営改善や再生計画に基づく事業活動を進める中で、その経営の改善、安定化が図られることによりまして、新たな融資の枠が広がることも考えられるものと認識しております。

#### 仁木委員

私が先ほど申し上げた与信枠を広げる、広げないの話は、伴走型とかほかの部分においては投資的な意味合いが大きいと思うので、そちらはそういうことなんでしょうけれども、これはどちらかといえば債務整理のほうが主軸になってくると思うので、投資的な与信を増やすというわけではなくて、この軌道修正に必要な運転資金においては枠というのはある程度、面倒を見てくれるのかどうか、柔軟に対応できるかどうかというところなんです。金融機関が判断するというのは分かるのだけれども、その金融機関が判断する上でそういった部分を判断するかどうかは、これを利用した際は分からないですよ。

こういった資金を勧める際には、金融機関がプロパーでサポートするのはどちらかといえばもう引いていっているような感じになるわけですよ。

ですから、信用保証協会がそういったところを見てくださいと促していかなかったら、ちゃんと見てくれるのかなという心配がございまして。だから、運転資金の関係で軌道修正するための与信枠においては柔軟に対応してくれるものかどうか教えてもらいたいです。

#### 宮内企業支援課長

ただいま仁木委員から、与信枠の話の中で、既存の借入れによりましてその枠の部分を利用されている場合の御質問かと認識しております。

この資金につきましては、保証付き債務の借換えについて対象となっており、プロパー融資については借換えの対象とはされていないところでございますが、この資金の利用に当たり経営改善再生計画を策定する中で、各金融機関や保証協会等、関係者の合意を進めていく中で、プロパー融資の部分につきましても貸付けを実行した金融機関と対応を検討していくものと考えております。

#### 仁木委員

話が余りかみ合っていないようです。私が言っているのは、軌道修正する際には一本化

して平準化していく格好ができていっているんでしょうけれども、一本化する際に、軌道修正するための運転資金の上乗せがある程度できるように面倒を見るべきではないのか。そういうところを金融機関が独自でできているかどうかのチェックはしていただきたい。

申込みを出してくる際に、事業計画を立てられる際に金融機関ができていなかったら、保証協会とかが提案というか、そこをこうしてくださいと言うべきではないのかという話なんです。

軌道修正するための部分が出ていないか、申込みの際にしっかりチェックしていただいて、そういった逆提案をしてあげていただきたい。これができたら私は、これでもう安心ですというところなんです。

私がずっとこのことを言ってきましたのは、私が銀行員のとときに個人事業主の方がいらっしゃいましたけれども、与信が張り付いて何もできなかったことがありました。保証協会も駄目だった。当時は、債務整理型のこういったものはなかったわけです。

プロパーも駄目、保証協会も駄目だったときに、しまいにはフリーローンを促してしまった。そのときバンカーとして非常につらかったわけなんです。それでも、フリーローンでも思うところの運転資金が借りられなかったんです。しまいはどうにもこうにもなっていかなかったというのを担当で経験しておりましたので、やはり平準化させた後に軌道修正ができる、そこまでを。この資金は事業者の最後の頼みの綱なんですから、ちゃんと軌道修正ができるような形で保証してあげていただきたい。

各金融機関におかれましても、保証協会におかれましても、委員会でこういう話があったということはお伝えもお伝えいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

勝川商工労働観光部副部長

ただいま仁木委員から、信用保証協会等が中心となりまして軌道修正に必要な資金を打ち込めるような仕組みづくりをしてほしいという御提案を頂きました。

この保証制度の特徴としましては、担当のほうから説明がありましたように、信用保証協会などの支援機関が事業者とともに金融支援を含めた経営改善計画の策定を行ったり、事業者と取引金融機関が一堂に会する経営サポート会議、バンクミーティングなどを開催しまして経営改善計画の実現に向け情報共有、意見交換を行うなど、関係者が深く関与することによりまして、既存債務の借換えであったり、委員がおっしゃいましたように軌道修正するための新たな与信枠の創出、こういった支援内容の合意形成を円滑に進めて支援を実行し、そしてその後のフォローアップまで行っていくという仕組みになっております。

委員がおっしゃったように、今後保証協会や再生支援協議会、金融機関を対象に制度の説明等を行っていく際には、債務の一本化による償還の平準化だけでなく、その後軌道修正するために必要な資金についても少しでも打ち込むことができるように、しっかり制度の趣旨をお伝えさせていただいて、県そして保証協会、再生支援協議会、金融機関がワンチームとなって、コロナ禍で多額の債務を抱え、非常に苦しい経営状況に落ち込んでいる事業者をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

仁木委員



是非ともそういった形で、1件でもこれを借りた上で経営が駄目になってしまうような事業者がないように、本当にこれが最後だと思いますので、これをいいものにしていただいて、1件でも多くの方を助けていただきたいと思います。

それともう一つは、この事業が創設されてもたちまちは利用者がないと思います。まだ困らないから。来年、再来年、その次の年と、もしかしたら5年ぐらい需要はないかもしれないけれど、必ず出てくるものですから、利用者がなくてもこれはずっと残しておいていただきたいと思います。ある程度アフターコロナの業況が分かるまで、経済情勢が分かるまでは利用者がなくても置いておいていただきたいと思いますので、この点を申し上げて質問を終わります。

#### 扶川委員

私は素人なものでなかなか理解できないので、今議論されたことをタブレットで用語検索しながら聞いておりました。制度融資とプロパー融資という言葉自体がよく分かっていなかったのですが、プロパー融資のほうは対象にならなくて、制度融資のほうで苦しんでいる業者の再生を図っていこうということなのかもしれませんが、一体どういう状況におかれている業者が対象になるのか、あるいは対象にならない業者というのはどういう業者なのか、もう少し分かりやすく説明していただけないでしょうか。

#### 宮内企業支援課長

こちらの制度につきまして、対象になる事業者を分かりやすくという質問を頂きました。

コロナ禍で、事業者の皆さんが厳しい経営環境におかれていると思いますが、その中で事業の再生に向けて取り組んでいく中で、先ほど御説明させていただきましたように、中小企業再生支援協議会などの支援機関や信用保証協会が作っております経営サポート会議などに相談し、事業の再生計画を立てて、前向きに事業を立て直していくという事業者が対象になってございます。

#### 扶川委員

支援協議会と信用保証協会に相談して、あなたはもう再生は無理だよというふうに見放される業者もあるわけですか。

#### 宮内企業支援課長

こちらの事業につきましては、事業の再生計画を立てて、再生に向けて前向きに取り組んでいく事業者が対象となっております。また更に経営が悪化している場合につきましては、また別という形で考えております。

#### 扶川委員

私が相談を受けてきた業者でも、例えば観光旅館なんかで電気代も払えなくて追い込まれて、支払の繰延べで何とか生き抜いて、それも交渉して、私も交渉に立ち会いましたけれど、もうよその電気会社へ乗り換えてくれと四国電力に言われた業者がありました。

そんなぎりぎりの状態の人でも、例えば、ここを立て直すために新しい融資をしてくれと相談したら、今、金融機関が貸してくれる環境というのがあるのですか。ないと思うのですけれど、だからどういう業者が助けられて、どういう業者が切り捨てられるかというのは、最終的に県ではなくて金融機関側のほうで決めるわけでしょう。

そこで切り捨てられてしまう業者は視野に入っているのか、ちょっと疑問があるのですけれど、そのあたりはどうかのですか。

#### 宮内企業支援課長

今、扶川委員から、厳しい状況の中の企業に対する支援といったことで御質問を頂きました。

県におきましては、中小企業支援ネットワーク会議や中小企業再生支援協議会をはじめとした取組を進めておりますとともに、また融資を既に受けられている事業者の資金繰り強化という部分で、県だけの対応が難しい部分につきましては、全国知事会を通じた事業者への資金繰り支援などの政策提言を行っているところでございます。

また、企業の経営の改善に向けた取組を進めるために、専門家の派遣や個別相談、経営改善などの策定支援を行っているところでございまして、そうした事業を通じまして、企業の改善に向けた取組を進めていただくことが大切であると考えております。

#### 扶川委員

その窓口に行ったら、事業者であれば誰でも支援は受けられるのですか。ほかに条件はあるのですか。

#### 宮内企業支援課長

企業への専門家派遣やよろず支援拠点といった相談窓口につきましては、事業者のお申出によりまして、相談を受け付けている状況でございます。

#### 扶川委員

分かりました。

十分知識がないので、その事業者さんにも勧めて、私も一緒に行って聞いてきます。大体どんな相談に応じて、どういうアドバイスをしてくれるのか、どういう支援をしてくれるのか。もう少しイメージをつかんで議論していきたいと思えます。とにかく商売をやったことがないので、非常に不案内でとんちんかんな質問になるかも分かりませんが。

あと、小規模事業者経営力強化事業費補助金についてお尋ねいたします。

一応説明は分かりましたが、今までいろんな補助金があるのだけれども、改めてこういうものを導入する必要性をもう少し説明していただけたらと思えます。

#### 出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、この事業の創設の意義について御質問がございました。

昨年からですけれども、我が商工労働観光部は県内事業者の業と雇用を何としても守り抜くという決意の下、ゼロゼロ資金であるとかウイズコロナなどのニューノーマルに対応

した設備支援の助成金、これは10分の10の支援制度でございました。あと、売上げが50パーセント以上減少した事業者に対しましては、借入れの10パーセント、最高限度額100万円で手元の資金についても融資させていただきまして、ここ十数年来では非常に小さい倒産数で、今のところ施策が功を奏していると評価させていただいております。

全国から緊急事態宣言であるとか、まん延防止等重点措置が解かれた現在、これからアフターコロナを見据えて、売上げを回復に向ける時期と捉えております。

そこで、経営改善をするにはやはり投資が必要というところで、国のほうが昨年、補正予算で生産性革命事業を創設しておりましたけれども、これの全国の採択率は50パーセントぐらいというところで、応募してもなかなか国からの支援金が手元に届かないという状況を商工関係団体からも聞いておりましたし、事業者への実態調査におきましても浮き彫りになってまいりました。

そこで、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、国の支援が届かない小規模事業者の方の売上げ回復に向けた積極的な意思を、県単で事業化させていただいて御支援させていただきたいということで、9月補正予算で3億円の事業として創設をお認めいただきました。

#### 扶川委員

補助金ですから有り難いと思うのですが、税金を投入するわけですから、それなりの点検が必要になってくると思うので、小規模事業者経営力強化事業費補助金募集要項をタベ一懸命読んでみました。その中で幾つか、これはどうなのかなということがあったのでお尋ねしたいと思います。

先ほど報告がありました対象数をもう1回整理していただくと、東部で491で73パーセントとかそういう数字がありましたけれど、そもそも東部・南部・西部圏域で対象となる事業者は何事業者あるのですか。

#### 出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、そもそも対象になる県内事業者は何件かという御質問でございます。

本補助金につきましては、小規模事業者というところで中小企業基本法に基づいた小規模事業者が対象でございまして、商業、サービス業においては常時使用する従業員が5人以下、サービス業のうち、宿泊、娯楽業については20名以下、製造業、その他についても20名以下という規模感の事業者でございます。

最新の経済センサス、平成28年のデータで徳島県内におよそ2万5,345事業者がございまして、そのうち小規模事業者は2万2,333事業者とデータが出ております。

#### 扶川委員

先ほどのパーセンテージは何だったんですか。東で491、73パーセントは何に対するパーセンテージですか。

#### 出口商工政策課長

先ほどのパーセンテージについての御質問でございます。

先ほど説明させていただきましたのは、第1回、第2回に申請いただいた方々が東部、南部、西部というような圏域から、それぞれ何パーセントの方が申請されたかという比率でございます。

扶川委員

トータルすると100パーセントになるということなのですね。東部が73パーセントで圧倒的に多くて、南部、西部が低い。どうして差があるんでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま、圏域別の比率の差についての御質問がございました。

これは先ほど申した2万2,000余りの経済センサスの事業所の分布によりまして、こういう差が出ておりまして、おおよそその分布に応じたような申請者数であると確認させていただいております。

扶川委員

それで400、500、600、700ぐらいですかね。2万2,000の事業者にしてはごく一部だということになるのですけれど、その一部しか申請していないというのは、申請に該当する可能性のある業者がまだたくさんあるのか、それとも何らかのハードルがあって申請できないのか、そのあたりを説明してください。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、分母2万2,000余りのうちまだ数パーセントしか申請できていない理由についての御質問がございました。

この事業は国の交付金を活用させていただきまして、9月の補正で10月からスタートしております。この交付金の性格上、年度内に事業を完了して国のほうに報告という期間の縛りがございます。

この限られた期間で、なるべくコロナ禍を戦い抜いている小規模事業者の事業の回復を是非とも図っていただきたいというところで、商工会、商工会議所、また中央会、関係団体の皆様にお願ひし、それぞれ個別訪問もさせていただいて事業の周知、またこの補助計画を出していただくには、商工会、商工団体の経営指導員の方が、現在の業況を分析して、経営者の思いを経営改善につなげるための計画の策定から補助の申請書の作成への御支援、また補助完了後も5年間、商工会、商工会議所の経営指導員が、経営の状況を逐次定期的に御訪問させていただいて、正に伴走型で支援するという制度設計でございます。

限られた期間、限られた経営指導員の方々にも多大な御苦勞をお掛けしながら、できるだけ多くの方に事業の本旨であるとか、事業へのエントリーを促してきたという実績でございまして、先ほどの分母との比率で申し上げますと、まだ10パーセント不足というところでございますけれども、今後この事業が終わっても、国のほうにも先ほど言った中小企業生産性革命推進事業であるとか、さきの閣議決定で新たな経済対策として打ち出された2,001億円の同様の事業がございまして、今後においても業況回復に向け、しっかり

経済団体と連携しながらサポートさせていただきたいと考えております。

扶川委員

台帳をきちんと作らないといけないとか、この要項を見ると、決してどんぶり勘定でやっているような事業者がぱっぱと受けられる事業ではないなというのがよく分かりますので、それだけしっかりした事業体として、法人にしろ個人事業主にしろやっていかななくてはいけないというのがよく分かります。

そういうのはクリアできない、うちは面倒くさい、そんなことできないわというような事業者もたくさんあるのでしょうか。でも、体質強化していく中で、こういう恩恵も受けられるのだという一つの手として、実力をアップしていく手として、こういう制度は有効なんだろうと思います。

一方で、これが効果的に使われなければいけないので、審査もあるし、それから実地検査もあるということも書いてあります。審査は一体誰がどのように行うのかを教えてくださいか。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、審査の在り方についての御質問がございました。

この事業の実施そのものは、プロポーザル方式に基づいて公募させていただいて、団体のほうに現在事業を委託しているところでございます。その中に事業計画、審査について広く大所高所から御判断いただくというところで、行政から1名、社会保険労務士会から1名、中小企業診断士会などの専門機関から2名、商工関係団体から1名と、とくしま産業振興機構から1名、計6名で幅広い視点から審査いただいているところでございます。

扶川委員

実地検査というのは、どの程度の対象に対して、どういう場合に行われるのですか。

出口商工政策課長

補助の実施要項の中にある実地検査についての御質問でございます。

そもそも国の交付金を活用していますので、当然、関係書類の5年間の保存義務であるとか、会計検査院の検査の対象になる事業でございます。

そういったところで、まずは疑義がある場合のために実地検査もありますと明示させていただいているところでございまして、常に全数検査を行っているものではございません。

ただ、申請に当たりましては、全ての計画に対して経営指導員の方がきっちりと参画していただいておりますので、事業所の御訪問という意味では全数行っていると認識しております。

扶川委員

分かりました。

現金を補助して、いろんなものをそろえていくわけですから、実際に装置がちゃんと置

かれているとか、実際に申請した費用が支出されているとか、ちゃんと見ていくのはなかなか大変かと思いますが、いつでも見に行くことができるのだよと、そこは緊張感を持って、補助金だから不正な利用は許されないということは御存じだと思いますけれど、現場できちんと補助金の使い方の適正化を図るという意味で徹底していただきたい。それが逆に利用を抑えるようになっていけないと思いますけれど、バランスを取って取り組んでいただきたいと思います。意見として言っておきます。

融資の話にもう1回戻ります。いろんな融資制度ができて、こういう対象がこれだけの件数、これだけのお金を借りた、事業効果が上がっているという話をずっと聞いてきましたけれど、そもそもこういう制度に関して、県が何をどれだけ支出して、例えば利子補給なんかしたわけでしょう。あるいは何かの形で支援を行う団体なんかにお金を出してきたわけでしょう。そういうものをまとめた資料というのを余り見たことがないのですけれど、費用対効果を考える場合は、県費をどれだけ使ったか、それによってどういう効果が上がったかという形で、議会としては検証しないといけないと思うのです。そのあたりは、何か説明できるようなまとめたものはありますか。

#### 宮内企業支援課長

中小企業向けの融資制度についての御質問を頂きました。

制度融資につきましては、令和3年度当初予算で申しますと約229億円の予算額を設けさせていただきまして、こちらを市中の金融機関に資金として預託を行い、これに金融機関の資金を加えまして、協調で融資枠という形で設定しているところでございます。

先ほどの約229億円の予算によりまして、令和3年度当初の融資枠につきましては、約2,406億円の融資枠を設定しているところでございます。

#### 扶川委員

その融資の結果、焦げ付いているとか欠損になってしまいそうだとか、議会としてもそういうことは検証しないといけないと思うのです。数字の報告が定期的にあってしかるべきだと思うのですけれど、そのあたりはどんなふうになっていますか。

#### 宮内企業支援課長

県の制度融資につきましては、民間金融機関を通じた預託での融資という形になっているところでございまして、それぞれの融資の実行等につきましては、各金融機関を通じて行われているところでございます。

#### 扶川委員

そうしたら、この229億円というのは行ったきりなのですね。最初から回収を予定していないお金なのですね。

（「預託」と言う者あり）

預託は、229億円は回収が終わったら、また県に戻ってくるのですか。どういう性格のものなのですか。

宮内企業支援課長

金融機関への預託につきましては、毎年度償還を受けているものでございます。

扶川委員

すみません。商売が分かっていないので、預託の仕組みを説明してください。

北島委員長

扶川委員、ちょっと話が大きくなってきていますので。

扶川委員

そうですか、分かりました。

では、不勉強なところは後で教えてください。

こういう新しい補助制度あるいは融資制度を作るときには、それによって県が損失を被らないかということは非常に大事な議会としてのチェックポイントなのです。

だからそれが分かるように、分かりやすくまた説明を頂きたいと思います。不勉強な者が時間を取ったらいけませんので、このくらいにしておきます。

北島委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時50分）